

令和2年 教育委員会第9回定例会 会議録

日時 令和2年5月26日（火） 午後3時00分～午後4時26分  
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第27号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則」
- (2) 議案第28号「区立学校・保育園等の臨時休業について」

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 一般会計補正予算第2号

【子ども支援課】

- (1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（令和2年5月1日現在）

【子育て推進課】

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 学童クラブ在籍状況（令和2年5月1日現在）

【学務課】

- (1) 学級編制（児童・生徒数／学級数 令和2年5月1日現在）

【指導課】

- (1) 保幼小合同研修会
- (1) 指導課訪問について

【文化振興課】

- (1) 図書館予約取り置き資料の貸出について

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（10名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

こんにちは。

まずは、本日の教育委員会定例会開会に先立ちまして、傍聴の方から傍聴申請が出ておりますので、許可いたしますということをご報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年教育委員会第9回の定例会を開会いたします。

本日、教育委員さんの出席は全員でございます。

本日の署名委員は、俣野委員にお願いいたします。

俣野委員

はい。

坂田教育長

昨日でようやく全面解除、宣言解除になりまして、今日からこうやって皆さんに集まっていただきまして、やはり見えるところでいいですね。

それでは、本日の日程に入りますが、議事日程を見ていただきたいと思います。議案は2件ございます。その他報告案件、そして、その他ということになります。

## ◎日程第1 議案

### 子ども総務課

（1）議案第27号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則」

（1）議案第28号「区立学校・保育園等の臨時休業について」

坂田教育長

では、順を追って進めさせていただきます。

日程第1、議案の27号です。「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則」を制定いたしますということです。これにつきまして、提案理由を総務課長から説明をお願いいたします。

お願いいたします。

子ども総務課長

議案第27号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則」についてでございます。

こちら、第1条に趣旨のほうがございます。この規則については、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発出に伴いまして、令和2年4月1日から同年5月31日までの間を臨時休業とした区立学校における、学期の期間及び夏季休業日の期間を変更して授業時数を確保するため、必要な事項を定めるものでございます。

第2条にあります区立の幼稚園は、千代田区立学校の管理運営に関する規則、3条の千代田区立こども園については、こども園の管理運営に関する規則、第4条の小学校及び中学校についても、千代田区立学校の管理運営に関する規則で定めているものでございますので、一括してこの時限で規則を定めることによって、改正するというのが今回の議案の中身となっております。

まず、幼稚園につきまして、2条のほうをご覧ください。学期につきましては、第1学期は4月1日から8月23日まで。もともとは4月1日から8月31日までが第1学期とされておりましたが、規則で定めるものは4月1日から8月23日まで、第2学期については、現行は9月1日から12月31日までであったものを、8月24日から12月31日までとするもの、第3学期については、現行と同様でございます。夏季の休業日につきましては、現行では7月21日から8月31日までとなっているものを、夏季の休業日を8月1日から8月23日までとするものでございます。

こちら、3条のこども園、4条の区立小学校及び中学校につきましても、同様の日にちでの設定での規則を定めるものというようなところでございます。

こちら、附則のほうで公布の日から施行とするとしておりまして、また、令和3年3月31日限りでこの効力を失うという時限の規則となっております。

説明は簡単ではございますが、以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、今年度に限り、夏季休業日等々を変更いたしますということでございます。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

これ自身がどうということではないのですけれども、こうしたときに、例えば1学期と2学期、それぞれ大体1週間ずつ余分に授業ができるということになりますよね。だけれども、実際には、4月、5月ですから、大体1か

月と3週間ぐらい授業ができていない。夏休みの期間を短くすることによって、授業が予定どおり行われるのか、それとも、国のほうで言っているように、来年にわたっていいのだという考え方によってこの日程が計画されているのか。この辺はどうなのでしょう。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

今回、このようにするに当たって、4月、5月は当然のように授業ができていけませんので、その部分をカウントしつつ、各学校からも、例えば一つの単元の授業をどれぐらい圧縮できるか、また、行事を見直して減らすことができるか、そういったシミュレーションのほうを出していただきました。それを基にこちらのほうである程度算出して、この期間であれば、もう一度、第2波が来て1か月休まなければならないような状態が来たとしても、本区はオンラインの状態をつくりましたので、そこで計画的な、文科省のほうにも示してあるのですが、計画的な学習を、家庭学習を学校の計画的なもの下においてやられたものに関しては、一応評価の対象とすると。すなわち子どもたちが学習したという学びの評価としてできるということが書いてありますので、とりあえず今この期間をもって設定をすることでも、まだ工夫をする余地もありますので、1年間の履修はある程度は確保できるのではないかとすることを想定はして、この期間にしたという次第でございます。

ただ、第2派、第3波が予定を超えるようなものに大きくなる場合もございます。そのことについても、文科省のほうからは、通知によって、令和3年度、令和4年度までも含めた中での計画として直していくことも視野に入れておくことというような文面もありますので、それはもう、そのときに、来たときに考えるしかないかなというふうには思っていますが、今のところ、もう一回例えば2か月休校するような時間があったとしても、本区のオンラインの双方向型で授業がやることが進んでいくと。もしくはオンラインで、双方向でなくても学習課題を与えたことによって学習が成り立つと、評価の対象となるということであれば、履修としてしっかりカウントができるというふうに思っています。

中には8月7日までやっている区もあるのですがけれども、本区は今後、その部分に関しましては、例えば履修が十分でなかった子とか、そういった子どもたちに対しての補習的な扱いで、その時間を行っていくことも今後検討していく必要はあるなというふうには思っているところです。

来週から子どもがようやく帰ってきますので、そのときにどんな状態で来るかというのは、一つ押さえどころだと思いますので、分散登校により、しっかり学習状況の確認をするように、学校のほうには指導していきたいと考えています。

坂田教育長  
金丸委員

はい。ありがとうございました。

引き続き、どうぞ。

ありがとうございました。

では、そういうことを前提にして、もう一つ教えていただきたいのは、結

局7月いっぱいには授業をやるということになると、かなり暑い中で授業をやることになるではないですか。他方でクーラーが問題なのだという議論がありますよね。暑い寒いだけだったらクーラーを使えばいいけれども、結構クラスターを作る危険性をクーラーが持っている。この辺は何か、こんなことを考えているというようなことはあるのでしょうか。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

夏、この、これから先になってくると、熱中症のリスクと、いわゆるコロナのリスクを並立して考えていかなくてはならないということで、学校のほうには、今週、つい先日ですかね、22日か。新しい学校様式ということで示されていますが、また熱中症との兼ね合わせに関しては、これから先出てくるのが予測されます。一応、冷房は完備されていますので、暑さの点においては、本区は学びやすい環境にあると考えていますが、やはり小まめに換気をするということは求められる部分だというふうに捉えておりますので、今のところそこで止まっています。ただ、これからいろいろな空気の対流の具合とか、そういったものを分析するようなものが出てくれば、やはり、これは学校だけではない、ほかの施設の問題にもなってきますので、そういったところの動向を見ながら、対応を判断していくということになるかなと思います。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。もうちょっと知見が積み重なっていくかなと思います。

中川委員。

中川委員

クーラーの問題にしてもそうなのですが、やはり喚起することは重要なかなと思います。電車の中でも開いていますよね。ああいうことを皆で気をつけてやるということがすごく重要になってくるのだろうなと。両側が開いていないと、やはり流れができないとか、そういうことがあるから、やはりその辺を小まめにやるのが、まず大事なかなというふうに思います。

それから、8月1日から8月23日までは夏休み、夏季休業日ということになっていますけれども、やはり今までの夏季休業日とはちょっと違ってくると思うのですが、タブレットや何かをうまく利用して、有効に使ったほうがいいのかと思いました。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

指導課長。

指導課長

はい。ありがとうございます。おかげさまで、全家庭にWi-Fiの機器とパソコンが今行き渡って、オンラインで、全ての学校でテストが進み、ほぼつながっているという状態でございますので、今後、GIGAスクールという国のほうのも手を挙げて、パソコンの台数を1人1台体制にしていくと。それはちょっと秋以降になってしまうのですが、そういうところも視野に入れていきますし、今回こういった環境を夏場でも生かしていけるような形でいければと思います。

また学習計画をそれぞれ出していただいて、学校のほうで進めていただいているのですが、学校側も保護者側も、いろいろなサイトにつながって勉強というのはできるのだというのを実感したと思うんですね。その中で補習的サイトの充実というのはかなり著しく伸びていると思いますので、そういうところ絡めながら、学校も推奨していければいいのかというふうに思っています。ありがとうございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等がございましたら。

長崎委員。

長崎委員

中学校などは、前期、後期の2期制を取っていると思うのですが、それではこの3学期制は問題ないのでしょうか。

坂田教育長

総務課長。

子ども総務課長

すみません。千代田区の小学校、中学校について、今回、規則を定めるというところで、今おっしゃっているのは九段中等教育学校の2期制のことかと思うのですが、そちらのほうの取扱いについてはまだちょっと協議中でして、今後、規則改正などご提案していく予定でございます。

坂田教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、本件は議案でございますので、採決を取らせていただきます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員です。ありがとうございました。

本件につきましては可決をいたしました。

続きまして、議案の第28号に参ります。「区立学校・保育園等の臨時休業について」ということでございます。引き続き、子ども総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長

議案第28号「区立学校・保育園等の臨時休業について」でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴いまして、区立学校・保育園等における休業等の対応については、緊急事態宣言の解除日にかかわらず次のおりとするというところのご提案でございます。

今、現行の議案上では、緊急事態宣言が解除されるまで臨時休業という取扱いになっているものですから、この議案の提出でございます。

まず一つ目、小学校、中学校、中等教育学校、こちらは令和2年5月31日まで休業とする、とする。

二つ目、幼稚園、こども園、こちらも同様に5月31日まで休園とする。

続きまして三つ目、保育園でございます。こちらは令和2年5月31日まで原則休園とし、ただし、保護者がその養育する子を自ら保育することが特に困難な場合は、この限りではありません。

四つ目、学童クラブです。学童クラブにつきましても、令和2年5月31日

までは原則休止といたします。ただし、保護者がその養育する子を自ら保育することが特に困難な場合は、この限りではございません。

五つ目、児童館等でございます。一つは令和2年5月31日までの取扱いについてです。児童館は休館とする。一時預かり保育は休止とする。児童館における緊急居場所づくり事業は原則休止とする。ただし、保護者がその養育する子を自ら保育することが特に困難な場合は、この限りではございません。エ、子ども発達センター（通称さくらキッズ）でございますが、こちらは休館とするという取扱いでございます。二つ目、児童館につきまして、令和2年6月7日まで休館とするというところでございます。

裏面に移りまして、六つ目、子どもの遊び場事業、令和2年6月14日までは、プレーリーダーを配置して行う子どもの遊び場事業は中止といたします。イ、学校休業に伴う広場等の臨時開放は、引き続き実施をするというところでございます。

七つ目、軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢）でございますが、こちらも令和2年5月31日までは休館とする。

八つ目、学校施設の一般開放については、令和2年5月31日までは実施をしない。こちらのほうが原案となっております。

引き続きまして、この議案を審査していただくに当たりまして、おのおの細かな対応のところをご報告しないと、採決に至らないかと思しますので、そちらのほうの説明も引き続きさせていただければと思います。

議案の下についてでございます教育委員会資料、子ども総務課、令和2年6月1日以降の区立学校・保育園等の対応についてでございます。こちらも大きな、大どころのところを私のほうで説明させていただいて、補足等についてはご質問等を頂きながら、各所管の所属長から説明したいと思っております。

まず、令和2年6月1日以降の区立学校・保育園等における対応についてでございます。

1番、小学校、中学校、中等教育学校でございます。ア、令和2年6月1日から同月5日の間は、短時間の分散登校を行う。イ、令和2年6月8日から同月12日までの間は、午前のみ分散登校を行う。令和2年6月15日以降は、通常の教育活動を行う。エ、放課後子ども教室（小学校）は、学校の通常の教育活動開始時期に合わせて開始をする。オ、中等教育学校は、令和2年6月1日から同月27日の間は分散登校を行い、29日以降は通常の教育活動を行う。このあたりについては、原則というところでご理解いただければと思います。

二つ目、幼稚園、こども園でございます。幼稚園、こども園については、令和2年6月1日から同月12日までの間は各園の実情に応じて分散による登園を行う。6月15日以降は通常の教育活動を行うというものでございます。

保育園については開園、学童クラブについても開室するというところでございます。

五つ目、児童館等でございます。児童館は6月7日まで休館を継続し、6

月8日以降は、当面の間、学年別の利用日の設定や利用時間の短縮などにより、利用者の分散を図ったうえで開館していくというものでございます。一時預かり保育は実施をし、ただし、当面の間は利用人数を制限していくというところでございます。ウの児童館における緊急居場所づくり事業については、放課後子ども教室が安定的に実施できるようになるまでの間は、実施するというものでございます。こども発達センター（さくらキッズ）のほうは開館してまいります。

続きまして、子どもの遊び場等でございます。令和2年6月14日までは、プレーリーダーを配置して行う子どもの遊び場事業は中止をする。学校休業に伴う広場等の臨時開放は、引き続き実施をするというものでございます。こちら、6月15日以降につきましては、引き続き、子どもの遊び場事業、プレーリーダーを配置するものは、社会情勢に応じて順次再開するというところで、当面の実施は見送るものでございます。イ、学校休業に伴う広場等の臨時開放は、その6月15日以降は実施しないというところでございます。

七つ目、図書館等でございます。こちらは6月1日以降は開館するというものです。ただし、長時間の利用を避けるため、閲覧席や貸室等については、当面の間、利用不可とするというところでございます。

8番目、軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢）については、社会情勢に応じて順次開館をしております。

九つ目、学校施設の一般開放についても、社会情勢に応じて順次一般貸出しを行っていくというところでございます。

大枠のところの説明のほうは以上となります。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

昨日まで緊急事態宣言が発せられて、それぞれ教育機関あるいは子どもの施設等々は、原則休業等々の措置を取らせていただきました。それは、緊急事態宣言がきている間、それはそういう取扱いにしましょうということ、ご理解いただいたところでございますが、昨日、緊急事態宣言解除ということになりました。実は想定ですと今月末までいくのだろうと思っていました。しかし、数日早く解除ということになりまして、私どもの見込みとしては、6月から徐々に正常化に向かおうというふうに思っておりましたので、この間、解除されてしまってから6月までの間、若干数日あるわけですが、その間は準備期間とさせていただいて、宣言中の状態を継続しようということでございます。それで、6月から段階的に正常化に向かおうではないかということの趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

いろいろな施設を子どもは持っておりますけれども、学校から始まって、幼稚園、こども園、保育園、学童クラブ等々でございます。何かご意見、ご質問等ございましたら。

中川委員。

中川委員

6月15日から通常の教育活動を行うということなのですが、やはり教室の中は密になってしまうということがありますよね。その辺の対策という

のは、どのようにしていらっしゃるのでしょうか。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

今の学校の仕組み自体が、例えば1部屋に40人いたら、それこそ密な状態ということですが、ある程度、2メートルまでいかななくても、1メートルぐらいの幅が取ればいいたろうというようなところで、ある程度の人数は入るだろうということは検証できています。それでも越えてしまう場合においては、学校のほうがやはり工夫をして、そのクラスはちょっと分けながら指導するとかというようなことを想定しているところです。

幸いにしてではないですけど、オープン教室がうちは結構多くございますので、あっち側までちょっと広げてやるということが可能のところはございますが、やはり人数の多い学校はなかなかそうもいかないところがございませけれども、そうでない学校にはなかなか難しいところがございませので、やはり基本、一つのクラスの中で運営することを基本としながら、できる限りの配慮をしていくというスタンスで進めていこうということでございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

侯野委員。

侯野委員

ア、この短時間の分散登校を行うということは、1クラスを分けて登校してもらおうということなのでしょうけれども、そうすると、それに伴って先生方の負担が倍になるわけですか。同じものを2回やるような形になるということになるのですか。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

はい。このあたりは、本当に各学校の工夫に任せています。単純に同じクラスが番号で分かれて前後ということであれば、同じ仕組みで2回やるということになります。また、逆に同じ学年を一度に全部呼んでしまって、二つの部屋に分けてというような薄め方をする。そうすると、1人の先生は両方見ることがなかなか難しいので、違う先生に助けてもらってというふうになっていくのかというふうに思います。

そんな中で、本区のほうはオンラインのほうも続けていきますので、ここ、学校に来ない限りにおいては、自宅の学習の中でオンラインも取り混ぜていくということになりますので、学校の中にいる先生方を駆使してといたしますか、補充に当たっていただいて、仕組みを一生懸命組んでいただいています。もう大部分を昨日のうちに仕組みをつくってしまって、もう保護者のほうに通知しようとしているような学校もありますので、かなり準備、工夫を凝らしていただいているなというふうに思っています。

あと、ちょっと、それも込めて1点修正なのですが、その下のイのところなのですが、第2週目の6月8日から12日の間は午前のみ分散登校と書いたのですが、ここには書いていないのですが、おおむね3時間から4時間ぐらいというふうに、第2週目は延ばしていくというふうな分散に考えており

ます。その結果、いろいろ組んでみると、どうも午前中だけでは収まらないと。ただし給食は出さないということなので、この午前のみという取り扱いはなくして、午後からでも3時間来るというふうな可能性もつくるようにしましたので、午前のみという部分ですが、申し訳ございません、削除をさせていただきよう訂正をお願いいたします。

坂田教育長 ほかにご意見、ご質問は。

金丸委員。

金丸委員 今、分散登校の状況が、いま一つ理解できていないところがあるのですが、要するに同じ時間帯に行かないということに多分なると思うのです。そうすると逆に、子どもたちが帰る時間というのは、クラスによって違って来る。子どもたちが家に帰ったときとか、家も含めて、居場所の問題は、これはクリアできているのでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 分散登校を実施するにおいては、予定表を学校のほうは配付します。ですので、自分の子がどの時間帯に行くかということは把握していただけないというふうに思いますので、自宅でお家にいらっしゃる場合は、お家でお出迎えていただく。そして学童のほうへ行く場合においては、学童に戻っていくという形です。

金丸委員 お聞きしたいのは、まず学童に行くことを考えた場合に、従前の学童のやっている時間帯では間に合わなくなると思うのです。短時間で午前中の一部だけやるというようなときには、学童がもともと予定している時間よりも早く子どもたちがフリーになってしまう。そういうところは対策を取らなくても大丈夫かどうかの質問なのですけれども。

児童・家庭支援センター所長 いわゆる学童の受入れの時間帯と、この分散登校の時間帯とでは、そこはタイムラグがありますので、その隙間もきちんとフォローして、子どもたちの受入れができるように、そこは学童側に十分情報を流しながら、しっかりと対応していくという予定でございます。

金丸委員 よろしくお願ひします。

それともう一つ、全くの形式的な話なのですが、この議案27号については規則の変更だということが分かるのですけれども、28号は何の変更なのでしょうか。

坂田教育長 総務課長。

子ども総務課長 今まで区立学校・保育園等の臨時休業については、緊急事態宣言が解除されるまでというところでご議決を頂いているのですね。学校の運営管理に関する規則で定めているものと変えますよというところで、ご議決を頂いているのです。それが、今回、緊急事態宣言の解除が早まったので、早まったけれども、そこで解除ではなくて、5月31日まで臨時休業を継続しますという中身になってございます。

金丸委員 はい。そこは、私も実は理解しているのです。実は、6月に入ってからのことも書いてあるものだから、これに絡んでは何なのだろうかなと思って。

子ども総務課長	すみません。失礼いたしました。議案については臨時休業の取扱いなのですが、それに付随する事項として、6月1日以降の各対応について、状況、今後の方向性についてご説明させていただいたというところで、ちょっと議案とは別になってございます。
金丸委員 坂田教育長	分かりました。 ほかにごございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
	(なし)
坂田教育長	はい。それでは、本件は議案でございますので、採決を採ります。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
坂田教育長	はい。賛成全員でございます。 本案は可決、成立をいたしました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和2年度 一般会計補正予算第2号

子ども支援課

(1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況(令和2年5月1日現在)

子育て推進課

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金について

児童・家庭支援センター

(1) 学童クラブ在籍状況(令和2年5月1日現在)

学務課

(1) 学級編制(児童・生徒数/学級数令和2年5月1日現在)

指導課

(1) 保幼小合同研修会

(2) 指導課訪問について

文化振興課

(1) 図書館予約取り置き資料の貸出について

坂田教育長	続きまして、報告事項に参ります。 まずは子ども総務課から、令和2年度一般会計補正予算第2号についての報告がございます。引き続きよろしく願いいたします。
-------	--

子ども総務課長	総務課長。 それでは、教育委員会資料の子ども総務課のほうをご用意ください。令和2年度一般会計の補正予算案第2号の概要についてでございます。 一番最初は区全体の一般会計の補正予算の金額が計上してございます。一般会計歳入歳出予算の補正でございます。補正予算額は26億5,209万3,000円でございます。補正後の予算総額でございますが、742億6,916万1,000円と
---------	---

なっております。その中で、子ども部に関する予算のほうをご説明したいと思っております。

現在も新型コロナウイルス感染拡大を終息するため、緊急的な措置について様々に取り組んでまいりましたが、引き続き今後の感染拡大防止と、予測される感染の再拡大に速やかに対応するための子ども部の取組についてでございます。子ども部総体の歳出予算はここに記入はしてございませんが、約9億8,419万5,000円でございます。

その中で、一つ目、こちらは委員会運営でございます。こちらの補正予算額は423万3,000円でございます。こちらは、教育委員会においてテレビ会議であるとかテレワークを促進することで、感染防止対策を予め講じるというものでございます。

続きまして、二つ目、教職員研修でございます。こちら、325万円でございます。こちらにも区立学校・幼稚園・こども園におけるオンライン研修でありますとか会議を促進して、感染防止対策を予め講じるというところで、オンライン研修とか会議を実施できるような体制を整備するための予算でございます。

続きまして、三つ目の学校運営でございます。こちらが、ちょっと裏面を開けていただきますと、その計上理由がございますが、学校休校措置に伴いまして、児童・生徒の情報活用能力を育成するために、今、区立学校において国のGIGAスクール構想を実現するというものがございます。こちらを前倒しして、令和2年度中にこの計画を着実に推進させるための取組の予算と、あともう一つ、今、在宅でのオンライン授業を行うためのWi-Fiの貸出しですとか、タブレット等の貸出しするための予算の金額が盛り込まれているものでございます。

表ページに戻っていただきまして、小学校管理費のところにつきましては、5億4,291万7,000円。中学校管理費につきましては1億949万6,000円。裏面に移りまして、中等教育学校管理費につきましては、1億2,179万1,000円というところで、こちらはちょっと総額7億を超えるような予算計上となっております。

続きまして、四つ目のお茶の水小学校・幼稚園仮校舎の運営でございます。こちらについては4,762万9,000円の計上でございます。こちらは、現行のお茶の水小学校・幼稚園の仮校舎に向けて、送迎バスを運行している状況でございますが、こちら、3密を避けるため、送迎バスの増便をするための必要経費となっております。

五つ目は、こちらは運営一般というところで、様々に計上されているのですけれども、例えば小学校とか中学校とか中等教育学校において、感染防止対策をする経費でありますとか、私立保育所とかが運営するに当たって感染防止策をするとか、あと学童とか児童館とかの事業実施者に補助するような金額、1学校100万円というところで計上しているところでございます。中学校管理費については200万円、中等教育学校管理費については100万円でご

ざいます。

続いて、幼稚園管理費については、6園ございますので、600万円、私立保育所等運営補助費として1,280万円、地域型保育事業運営補助として640万円、認証保育所等運営補助として1,920万円、続きまして、児童センター・児童館事業運営として460万円でございます。引き続いて、児童福祉費一般事務費のほうで1,260万円、保育園の事業運営で400万円、こども園事業運営というところで200万円でございます。

こちらのほう、総体が7,860万円の予算計上となっております。こちらの費用を活用することにおいて、児童・生徒・園児が安全に活動できるように補助するような中身となっております。

続きまして、六つ目、小学校と中学校の就学援助でございます。小学校については852万円、中学校についても841万円余の計上となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、就学援助を受けるご家庭が増えることが予測されますので、追加計上するものでございます。

続きまして、子どもの遊び場の確保の取組みですが、学校等の休園等に併いまして、子どもの遊び場を平日に確保して開放しているというところで、こちらのほうは3,875万円余の予算追加計上でございます。

八つ目の子ども家庭支援センター事業運営、児童センター・児童館事業運営につきましては、裏面を見ていただきますと書いてございますとおり、子どもの健康相談であるとか教育相談事業でも、オンライン相談を行っていくための予算計上でございます。こちらのほうにつきましては、表面に戻っていただきまして、子ども家庭支援センターの総合相談のほうで200万円、児童センター・児童館事業運営のほうで320万円の予算追加計上となっております。

9点目、児童センター・児童館事業運営でございます。こちらも臨時休業に伴いまして、学童保育等の開所時間の延長に係る経費ですとか、学童保育等の運営事業者への補助を拡大するものでございまして、児童センター・児童館事業運営としては320万円、放課後子どもプランについては560万円、私立学童クラブ運営補助としては560万円、障害児福祉事業としては80万円の予算追加計上となっております。

説明のほうは以上でございます。

坂田教育長

はい。ということで、新型コロナウイルスの対応ということで、まだまだ読めないところはあるのですけれども、想定できないことも起きてくるのだろうなというふうに思いますが、これから求められる新しい生活様式にも、即時対応できるようにしていかなければいけないということもございますので、それぞれ教育機関、あるいは児童施設、それぞれが即時に対応できるようなお金を用意させていただきたいということでございます。

何かご意見、ご質問がございましたら。

俣野委員。

俣野委員

8番の子ども家庭支援センター事業運営費の件なのですけれども、ここに

書いてありますオンライン相談ということ、これから、より一層充実させてということなのですから、この予算はそのオンライン相談をする際の人的な費用ですか。あるいは設備的な費用という。こういった形になるのですか。

坂田教育長  
児童・家庭支援センター所長

所長。

こちら、人的費用は計上しておりませんで、全てハード面の、いわゆる機器の整備の経費でございます。内訳といたしましては、児童・家庭支援センター本体の教育相談あるいは家庭相談、これを、いわゆるリモート相談ができるような、オンライン環境の機器を整備するというのが1点でございます。

そして、残りもう100万は、これはさくらキッズのほうにもそういった環境を整備したいということで、さくらキッズの部分もこの中に取り込んで、合計をして計上しているものでございます。

坂田教育長  
俣野委員  
児童・家庭支援センター所長

俣野委員。

そうしますと、既存のメンバーで対応するということになるのですか。その辺の負担はどのようなのでしょうか。

マンパワーの部分は、いわゆる既存の人的資源といたしますか、それを活用して対応するというものでございます。

坂田教育長  
金丸委員

金丸委員。

7番の子どもの遊び場確保の取組みというのは、実はもう既に学校が始まるという状況を想定すると、これは今までの部分に後ろから充当するという趣旨なのか、それとも2波、3波が起きたときの準備のための予算確保なのか、その辺はどのようなのでしょうか。

坂田教育長  
子ども総務課長

総務課長。

現行4月から確保してございますので、4月まで遡っての予算計上になりますが、当面6月15日までで終了となると、残りあと4か月ぐらい残っている、3か月半ですか、残ることになるのですが、第2波が来たときも開放できるようにということで、確保金額になってございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。

長崎委員

長崎委員。

今の子ども遊び場の確保の取組みで、この遊び場の拡充に係る経費というのは、例えばこういったものがあるのでしょうか。

坂田教育長  
子ども総務課長

どうぞ。

富士見こどもひろばというのは、今現行、平日開放していないところなのですから、そちらについては、ほかの議員宿舎の跡地というところで、うちの財産ではないので、そこの賃借料と、あとやはり子どもの安全確保というところで、警備員さんを配置したりとか、シルバー人材の方に鍵の開け閉めを行っていただいたり、プレーリーダーを配置しているというところの費用となっております。

長 崎 委 員  
坂 田 教 育 長

ありがとうございます。  
はい。よろしいですか。  
ほかにございますか。

(な し)

坂 田 教 育 長

はい。それでは、本件については報告をこのぐらいにさせていただいて、これから議会の中で議論をさせていただくということでございます。

続きまして、報告事項でございます。子ども支援課から、幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（5月1日現在）ということですね。

支援課長。

子ども支援課長

お手元に3枚つづりのものを二つご用意させていただいております。一つは令和2年5月1日現在、その下に令和2年4月1日現在というものを置かせていただいております。4月1日現在は、もう既にお配りしているものなのですけれど、実は誤りがありましたので、差し替えをお願いしたいというためにお配りさせていただきました。

4月1日現在の、1枚おめくりいただきまして、地域型保育事業の居宅訪問型保育事業というのがございます。株式会社ポピンズ、株式会社アルファ・コーポレーション、サンフラワー・A、特定非営利活動法人フローレンス、ここの数字が間違っていましたので、正しいものをご用意いたしましたので、4月分はこちらと差し替えをお願いします。

次に、5月1日現在となります。5月1日現在のものは、幼稚園の学級数、園児数につきましては、学校基本調査で5月1日の時点で確定することになっておりますので、このご報告をするものです。

5月1日現在の上のほうの表をご覧ください。幼稚園ですけれども、学級数は4月1日と変更ありません。園児数につきましては、園児数の一番右の計の一番下の合計欄をご覧ください。合計が679名、これも4月1日と同じです。

次に、下の表なのですが、これは保育園・こども園・認定こども園です。定員については4月と変更ありません。合計1,620名です。すみません。1,620名ですよね。4月と比べますと、この15名増えております。

めくっていただきますと、地域型保育事業と認可外保育事業、これは認証保育所等ですね。4月と比べますと、4月と若干の入れ替わりはありますが、全体で1名の減となりました。

最後のページが待機児童数と留保等の推移です。待機児童数については、5月1日現在につきましても、厚生労働省基準、ゼロとなっております。4月もゼロでございます。

ご説明は以上です。

坂 田 教 育 長

はい。ありがとうございました。

ということで、幼稚園・保育園等の財政状況ということでございますが、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(な し)

坂田 教育長

はい。それでは、報告は以上とさせていただきます、引き続きまして、子育て推進課から、子育て世帯への臨時特別給金についてでございます。

中根課長。

子育て推進課長

では、教育委員会資料をご覧いただきたいと思います。子育て世帯への臨時特別給付金で。この事業につきましては、国の補正予算の第1号を受けまして、区においても補正予算を編成して追加の予算計上を行って、5月1日に議会の議決を得たものです。先ほど総務課長が説明したのは2号でございます、これにつきましては、1号で議案として計上しまして、既に議決を得ているものです。1号補正につきましては、この臨時特別給付金と10万円の特約定額給付金の二つの事項で成立したものでございます。

具体的な中身に、では、資料で入らせていただきまして、この給付金につきましても、コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つといたしまして、児童手当の給付を受けている世帯に対して、通常の児童手当とは別に、一時金として1万円を給付するものでございます。

対象児童は、2番のところでございますとおり、今年3月31日時点で中学生までであったお子さんの保護者が対象となります。ですので、その方たちが対象になります。対象児童の数といたしましては、千代田区から給付している方が4,100名で、官公庁から給付している方が600名という内訳になってございます。

児童手当の仕組みにつきまして、改めてちょっとご説明いたしますと、自営業の方ですとか民間企業にお勤めの方というのは、この児童手当を所在地の市区町村が給付しております。一方、国家公務員と地方公務員につきましては、どこに住んでいるかにかかわらず、所属している官公庁が給付するという形の仕組みになってございます。その一方、今回のこの給付につきましては、その仕組みを取らずに、住所地の市区町村が給付しなさいという形になっておりまして、もともと千代田区に住んでいる方に対しては、もともとやっていますので、どなたに給付しているというのはわかりますけれども、官公庁にお勤めの方は区では把握しておりませんので、所属している官公庁が、自分のところの職員に対して、この方は児童手当をもらっていますよというのを、証明書をつけて千代田区に申請していただくという形になります。

3番のところ、事業概要です。この予算額は、おおむね4,700名程度に給付するための4,700万円の給付費と、事務費としておよそ1,000万円を計上しております。

手続等のところはちょっと割愛させていただきます、4番の事業のスケジュールです。5月から対象者の抽出を始めまして、作業は順次進んでおりまして、今、案内が印刷に入っているところです。今の予定では6月1日にこの案内文を発送する予定になっております。この案内文をお送りした方に

つきましては、この案内文をもって申請不要という形を取っております。万が一この1万円は要らないよという方がいらっしゃった場合は、辞退の届出をしていただくという形になります。その辞退届がないというのを確認しまして、今の予定では6月30日の口座への振り込みを予定しております。7月からはその証明書を持った公務員の方は千代田区に申請をしていただいて、申請書類を確認して、7月末あるいは8月に入ったぐらいで、公務員の方の受給者に対して給付を予定しております。

おおむね、この事業の全体像は、5番のところでお示ししているイラストのとおりとなります。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、臨時特別給付金ということで、児童手当を受給している世帯が、今回に限り1万円、特例的にお出ししましょうということでございます。何か疑問点があれば、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

金丸委員。

金丸委員

決まってしまったことだからしょうがないのですけれど、この制度を見てみると、官公庁に関しては、官公庁がお金をもらって配付したほうが、ずっと時間的にも手続的にも無理がなくて、何で千代田区がそんなところまでやらなければいけないのかという、すごい疑問を持ちますけれども、これはしょうがないのですか、決まった以上は。

子育て推進課長

ご意見はごもっともで、私どもも何でこの給付金だけ市区町村がやらなければいけないのか、ちょっと理由がよく分からないのですけれども、一応仕組みとしましては、そういう仕組みでやるということでございますので、そのような流れに事務手続を執る形です。

坂田教育長

という具合に、国なり都なりが、こうやっっているいろいろな形で、特別の扱いというか、給付のコロナに関するいろいろな制度が出てきますけれど、結局、区のほうにその事務を任せるケースというのは相当あるなというふうには思っております。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

続きまして、児童・家庭支援センターから学童クラブの在籍状況でございます。お願いします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、令和2年5月1日現在の学童クラブの学年別在籍状況、こちらの資料をご覧ください。こちらにつきましては、先般、4月1日時点の学童クラブ在籍状況につきまして、既にご報告を申し上げたところでございます。

今回ご報告を申し上げます在籍人数につきましては、4月1日時点と相当たる1,130名は変更ございません。ただ、内訳として、区営の4館の合計がプラス1名、そして民営の18館、こちらの合計がマイナス1名ということ

で、それを相殺してトータル1,130名で、変更なしといった形になっている  
ものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

5月1日現在の学童クラブの在籍です。何かお気づきの点等がございま  
したら。

金丸委員。

金丸委員

この中で、一番右のほうにある、麴町こどもクラブ、キッズクラブ神田、  
東神田らる学童クラブについては、結構余裕があるという形になって、逆に  
左側のほうに行くと、かなり目いっぱいになっていると。これは、右側のほ  
うにあるものは、できたのが遅いので、まだ十分に浸透していないというふ  
うに理解すればいいのか、それとも、立地が悪いからこうなってしまうとい  
うのだというふうに理解すべきなのか。

坂田教育長

どうぞ。

児童・家庭支援センター長

ただいま金丸委員ご質問のように、こちらの右側の麴町子どもクラブ、キ  
ッズクラブ神田、東神田らる学童クラブ、こちらにつきましては、まだ、開  
設をしてあまり年数がたっていない学童クラブでございます。したがいまし  
て、より、こちらのほうの周知といいますか、内容のほうの充実といったこ  
とも含めて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

坂田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この件については、以上といたします。

続きまして、学務課から学級編制でございます。

学務課長。

学務課長

それでは、令和2年度の学級編制につきまして、資料に基づきましてご説  
明いたします。

数値につきましては、学校基本調査の基準日である5月1日現在の数値で  
ございます。前回4月1日の資料につきましては、配付のみという形でした  
ので、私のほうからは昨年5月1日と比較しました数字でご説明をさせて  
いただければと思っております。

資料の上段の部分が小学校の状況でございます。左側が学級数となりま  
す。表の下部分が合計数になっておりまして、学級数と児童数が、それぞ  
れ昨年5月1日と比較いたしますと、学級数につきましては全体で106学  
級ということで、増減はありません。児童数につきましては、1年間で130  
名の増となっております。

続きまして、2番目の表でございます。中学校と中等教育学校の前期課程  
になります。

学級数につきましては、左側の一番下の合計ですが、全体で、太字になっ  
ております36学級、生徒数が右の一番端の数字ですけれども、1,220名とな  
っております。昨年5月1日と比較いたしますと、学級数全体としては、

3学級増えてございます。生徒数は合計103名の増となっております。学級数の増につきましては、麴町中学校の3学級が増えたものでございます。

続きまして、三つ目の表でございます。三つ目の表は、特別支援教育における通級指導学級、特別支援教室の児童・生徒数でございますが、通常学級の児童・生徒数の中に含まれており、内数として記載しているものでございます。

最後に、一番下の表につきましては、中等教育学校全体の学級数と生徒数でございます。学級数につきましては、増減はありませんが、生徒数につきましては、昨年の5月1日と比較いたしまして5名増えまして、928名となっております。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かご意見、ご質問がございましたら。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、本件についての報告とさせていただきます。

続きまして、指導課から、保幼小の合同研修会についてでございます。

指導課長。

指導課長

それでは、令和2年度保幼小合同研修会についてご報告をさせていただきます。

今年度、毎年、年に2回行っている研修でございますが、今年度につきまして、予定としましては、6月24日に予定されているいずみこども園、和泉小学校での保幼小合同研修会につきましては、中止という方向で行かせていただきたいというふうに思っております。

基本的に新型コロナウイルスの感染状況がいまだ安定しないような状況である中で、人数としては130人、140人を超えるものになるということと、そういう参観者が1年生もしくは幼稚園のほうの子どもたちを見に行くというように、かなり密な状況が想定されるということでございます。また代替えの時期につきましても、今年度につきましては、第2波、第3波のところもございまして、代替えは設けずに、1年度、1年間丸送りという形で、来年度、令和3年度の6月の実施という方向で予定をしていきたいというふうに思っています。

つきましては、2回目の11月11日に予定をしておりますいずみこども園における研修会については、現段階では一応実施するという方向で日程は確認しておりますが、これも、今年度につきましては、新型コロナの状況次第ということになりますので、かなり不確定要素が高いものであるということをご承知おきいただければというふうに思っております。

2番以降につきましては、どのような事前の打合せを行っていたかということを記載させていただいております。

裏面のほうでございますが、現状としましては、いずみこども園のほうの

現状としましては、今のところ、保育園との交流はうまくできていないということで、保育園側とのICT環境が整うかどうかといったところが課題になっているところを書かせていただいております。また、「新しい生活様式」等も、これからは考えていく必要があるということに記載させていただいております。

5番につきましては、保幼小合同研修会がどのような順番で行われてきたかということを示させていただいているところでございます。

一応、今後の予定のほうも出させてはいただいておりますが、今年度、富士見小、ふじみこども園は2年度で残っていますが、中止となった場合は、これもまるごと1年延期で、玉突きで右へずれていくというような形で、このままご了承いただければなというふうに思います。

この件につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ということでございまして、保幼小の合同研修会も6月はやむなく中止ということにさせていただいて、11月については今のところは予定をしておりますということでございます。

何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この件についての報告は、以上とさせていただきます。

続きまして、指導課訪問についてですね。引き続き指導課から願います。

指導課長

続きまして、令和2年度指導課訪問の実施についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうも、現段階において、5月に予定されている3回が、既に実施できていないという状況でございます。こちらのほうにつきましては、日程を調整して、延期というふうにさせていただきたいというふうに思っておりますが、学校も再開いたしますので、再開している限りにおいては、参観をさせていただき、指導課訪問の、今までの緊急協議等も行わせていただく形で実施をさせていただきたいと。教育委員の先生方に、学校の先生方の頑張りを見ていただくとともに、課題等いろいろ指摘をしていただいて、今後に生かしていく貴重な機会というふうに捉えておりますので、基本的には実施の方向で行くということで考えております。

つきましては、訪問者のほうなのですが、こういった時期でもありますので、指導課のほうの中での行く人間に関しては調整をしながら、あまりフルで行くというような形ではないかもしれませんが、一応心がけて、密を少なくするという方向で調整をしていくということで考えてまいります。

実施方法につきましては、昨年度整理しましたとおり、しっかり授業を見て、先生方と教育委員の先生方が対面になるという形を取りたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願います。

坂田教育長 はい。ということでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

金丸委員 金丸委員。

指 導 課 長 我々教育委員のほうも、人数を割り振りしたほうが、いかどうかについてのご意見をお聞きしたいと思います。

坂田教育長 教育委員の先生方については、今までどおりというふうに考えております。

坂田教育長 はい。工夫させていただきたいというふうに思います。

では、そういうことで、ひとつよろしくお願ひします。

では、この件につきましては、以上とさせていただきます。

報告事項の最後になりますが、これは文化振興課さんからの報告案件です。

図書館予約取り置き資料の貸出についてということでございますが、本日は子ども総務課長のほうから説明をお願いいたします。

お願いします。

子ども総務課長 それでは、図書館予約の取り置き資料の貸出についてご説明いたします。

区立の図書館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月8日から臨時休館をしておりますが、今回、段階的なサービスの再開を予定しているというところで、先ほども6月1日から再開するというようなお話をさせていただいたところですが、それに先立ちまして、予約取り置き資料、事前に予約取り置きを希望されていて、貸出しされていなかったものについて、5月21日から貸出を開始するというようなところでございます。ですので、もう既に21日過ぎておりますので、貸出開始しているところでございます。

それで、貸出資料数といたしましては、約4,000冊で、こちら、貸出を希望されていた方は約2,300人というところでございます。貸出の施設名としては、そちらにあります5館というところで、基本的には受け取りに来ていただくというふうなところでございます。

また、この5館のほかに、ちよだパークサイドプラザ区民図書館と男女共同参画センターMIWのほうでも貸出をするというふうなところの対応をしているところでございます。

また、飛沫感染防止用のシートの設置やマスクの着用等をして、感染防止策を講じて実施しているというようなところで、先立って、もう実際、貸出業務を始めているというところでございます。

先ほど緊急事態宣言後の解除後につきましては、6月1日からの再開を予定しているというところでございますが、こちらについては、長時間の利用を避けるために、閲覧席やインターネット席等の利用のほか、貸室の利用については、当面の間は利用不可とするというような取扱いとなっております。

説明のほう、簡単ではございますが、以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。という、図書館の利用の在り方が、徐々

に正常化してくるということでございます。よろしいでしょうか。

(な し)

坂田教育長 はい。それでは、報告事項は全て終了ということにさせていただきます。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

坂田教育長 その他事項に参ります。  
教育委員会行事予定表でございます。  
子ども総務課長。

子ども総務課長 はい。では、すみません。教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。  
こちら、先ほど言っていた、指導課のほうの訪問が再開されるというところで、そういった日程のほうも記載のほうになってございます。

見ていただきますと、表面のほう、6月9日に次回教育委員会定例会開催予定でございましたが、こちら、議会日程と重なるため、ちょっと日程調整のご提案というところがございます。もし差し支えなければ、6月10日3時から、教育委員会の定例会のほうをこちらのほうで開催させていただければと考えておりますので、もしご予定等ございましたらお伝えいただければと思います。

坂田教育長 ということで、議会と重なるということなので、9日から10日のほうに変更させていただきたいというご提案ですが、教育委員の皆さんはよろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長 はい。それでは、そのようにお願いいたします。  
教育委員会の予定表も、徐々に裏面ぐらいから埋まっていきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、広報千代田ですが、広報千代田掲載は、特にないですね。はい。

本日、6月5日号に関しましては、うちの分はないと、掲載なしということでございます。

以上をもって、本日の予定は終わりでございますが、教育委員さんから何か情報提供等ございましたらどうぞ。

金丸委員。

金丸委員 情報提供ではないのですけれども、せっかくWi-Fi環境や何かを全部用意して、映像でやり取りができるようにしても、通常の学級が始まってしまうと、それを使わないということになってしまう。そうすると、やはり、例えば短縮授業のときも含めて、月に何回か、それを使っての授業をしていくというようなことを繰り返さないと、どうしてもやらなければいけないときに

使えないという問題が起きてきてしまうのではないかと。その辺の段取りをどういうふうにお考えになられているのかなということをお教えいただきたいと思います。

指 導 課 長

ご指摘ありがとうございます。この5月末、今の段階で、ようやく子どもたちとつながったということ。6月1日からは学校が始まるのではないかとということで、私どももせっかくこのようなシステムを使ったものをこのままにしておくという考えではいけないというふうに、深く考えていたところでございます。

ICTを使った授業にチャレンジ、トライをしてくださいということを、本日発送した校園長へ向けた文書の中には、そのように記載をさせていただいております。

実際、学校現場は、今日も1校回ってきましたけれども、やはり授業をやってみようというような風土が高まってきているなというふうに思っており、ここを逃す手はないなということで、このオンライン授業で、ずっと先生が黒板の前に立って説明している授業ではなくて、何か子どもたちに刺激を与えながら、先生は一步退いておいて、個々に相談ができるようなことをしながら、最後に皆で共有するというような1時間をつくることはできないだろうかということで、ある程度授業については、意識の高い教員もかなりおりますので、そういったところを意識しながら、学校でトライ・アンド・エラーをしてくださいというお願いはしているところでございます。

また、先ほどの予算の中にもありましたが、GIGAスクール構想というものを、本当でしたら、来年、本区は機器のリプレースというのもあり端末を入れ替える予定だったのですが、前倒しで、一気に1人1台体制にしようということで補正をかけました。ですので、今やっている先生方の努力は、近くやってくる1人1台体制につながっていくことだというふうに思っています。第2波、第3波も考えながら、学校内でオンラインに向けて取り組んでいますから、その風土をぜひ維持して、向上させていただいていくようにということで考えています。

幸いにして、学校を超えたつながりも出てきております。例えばペスタロッツ祭で見ていただいているような国語の部会、社会の部会、体育の部会、音楽の部会がつながり始めました。オンラインでできることはどんなことなのだろうということで、動画を撮ったりするのもあるのですけれども、そういうのを含めて、横のつながり、連携が出てきました。また、情報教育主任という研修の中でも、研修はオンラインで行いましたが、そこでもつながりが出てきていますので、これをオンラインのものだけでとどめず、1人1台環境の中で達成できる学びですね、その大きな目標というのは、やはり個別最適化の学びであったりとか、変化への対応力であったりとか、1台タブレット等を使った協働の学びであるとか、そういうところにありますので、そこに向かって、着実にステップアップできるように、指導課としてもリードしていきたいというふうに考えています。

坂田教育長

俣野委員。

俣野委員

今、課長がおっしゃっていた横のつながりができてきたというのは、非常にうれしいことだというふうに私は思っておりますので、是非ともご活用いただければと。

指導課長

今、指導課としては、これをやってくださいというシステムを整えていますけれども、あまり、これだけやってくださいという数の目標を置いたりとか、こうしなさいとかというようなことは、あまり言わないようにしています。その結果、先生たちが自律的に、こんなことを自分たちでやってみたいとか、ちょっとほかがああやっているから、ちょっと僕たちも頑張らないと、みたいなのところが出てきて、いろいろな化学反応が起きているのかなというふうに思います。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

よろしいですかね。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、以上をもちまして、本日、日程、全て終了をさせていただきました。

それでは、本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。